

松浦市監査公表第3号
平成31年1月24日

平成30年12月実施、平成30年度総務課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

- 第1. 監査の種類 定期監査
- 第2. 監査の対象 総務課
- 第3. 監査の期間 平成30年12月1日から19日間
- 第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

平成30年度 監査指摘事項の改善措置状況及び結果

【 総務課 】

- 1 監査の種別：定期監査
- 2 監査対象期間：平成30年4月1日～平成30年10月31日
- 3 監査指摘事項に対する改善措置状況及び結果：

指 摘 事 項		改 善 措 置 状 況 及 び 結 果
(1) 文書件名簿について		
①	取受、発送年月日の記載のないもの、前後して記載されているものがあった。	ご指摘の件については、記載をいたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
②	出所又はあて名の記載がないものがあった。	
③	文書件名簿の処理欄に記載のないものが多数あった。	
(2) 時間外等勤務命令簿（控）について		
①	休憩時間の記載のないものがあった。	ご指摘の件については、記載をいたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(3) 出張旅費について（出張命令書）		
①	出発・帰着時間の確認印を補佐が押印しているのに『代決』の記載がなかった。	ご指摘の件については、記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
②	請求書欄の誤りを請求者以外の訂正印を用いて訂正しているものがあった。	ご指摘の件については、請求者の訂正印により訂正を行いました。今後は十分注意します。
③	用務欄に用務名以外（日付等）の記載があるものがあった。	ご指摘の件について、不要箇所の修正を行いました。今後は十分注意します。
④	出張期間が誤っているものがあった。	ご指摘の件について、訂正を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
(3) 出張旅費について（出張復命書）		
①	訂正印の押印のないものがあった。	ご指摘の件について、無押印箇所に訂正印を押印し、課の職員に口頭で周知・指導を行いました。
②	出張復命書の様式号数が誤っているものがあった。	ご指摘の件について、様式等の確認を行い、今後はこのようなことがないように十分注意します。
(4) 契約事務について（委託料、使用料及び賃借料）		
①	起案文書に施行年月日を記載していないものが多数あった。	ご指摘の件について、松浦市役所処務規程第27条第3項に則り、無記載のものに記載しました。今後は適正な事務処理に努めます。
②	実施伺において、乙決裁の起案文書を財政係に合議していないものがあった。	ご指摘の件について、松浦市役所処務規程第20条第8号に則り、今後は適正な事務処理に努めます。
③	一者随契の契約事務において、見積通知、見積書の処理に誤りがあった。	ご指摘の件について、課の職員に口頭にて指導し、今後は適正な事務処理に努めます。
④	見積結果一覧表において、見積金額、予定価格調書、決定金額、見積の顛末及び結果をパソコン入力しているものが多数あった。	ご指摘の件について、平成26年度から平成29年度に行った契約事務においては、不備であり、今年度分の契約事務においては、適正に処理しております。引き続き適正な事務処理を行うとともに、ご指摘のあった契約については、契約更新等において、適正な事務処理に努めます。
⑤	裏紙を使用して見積結果一覧表を作成したものがあったが、好ましくない。	ご指摘の件について、平成26年度に行った契約事務においてのものであり、契約更新等において、適切な事務処理に努めます。
⑥	見積結果一覧表を作成していないものがあった。	ご指摘の件について、平成26年度に行った契約事務においてのものであり、契約更新等において、適切な事務処理に努めます。
⑦	袋とじされていない契約書に各頁の割印が無いものがあった。	ご指摘の件について、契約更新等において、適切な事務処理に努めます。
⑧	予定価格調書が作成されていないものがあった。	ご指摘の件について、平成26年度に行った契約事務においてのものであり、契約更新等において、適切な事務処理に努めます。
⑨	変更契約締結伺の決裁区分が誤っているものがあった。	ご指摘の件について、平成29年度に行った契約事務においての誤りではありますが、事務執行につい

指 摘 事 項		改 善 措 置 状 況 及 び 結 果
		て、課の職員に口頭にて周知・指導を行い、今後は適正な事務処理に努めます。
(5) 令達件名簿について		
①	日付が前後したものがあつた。	ご指摘の件について、各部署への周知を行い、前後しないよう注意いたします。
②	鉛筆書きしたものがあつた。	ご指摘の件について、該当文書を浄書しました。今後はこのようなことがないよう注意いたします。
(6) 指令簿について		
①	日付が前後したもの、鉛筆書きしたもの、番号の重複が多数あつた。	ご指摘の件について、該当文書を浄書しました。今後はこのようなことがないよう注意いたします。
②	修正テープで修正したものがあつた。	ご指摘の件について、各部署への周知を行い、今後このようなことがないよう注意いたします。
③	訂正印の押印がないものがあつた。	ご指摘の件について、訂正印を押印いたしました。今後このようなことがないよう注意いたします。
④	担当者氏名欄に姓だけ記載されていた。氏名を記載されたい。	ご指摘の件について、各部署への周知を行い、今後このようなことがないよう注意いたします。
⑤	大量に指令番号を取る際に別紙を付して処理をしているものがあつたが、いつでも差替えができる状態となるため、適正に処理されたい。	ご指摘の件について、大量に指令番号を取得する場合、多いものでは、400件以上を取得する場合があります。事務の簡素化・効率化を考慮し、別紙を付す取扱いを継続いたしますが、別紙に割印をするなどいつでも差し替えができないような取り扱いを検討いたします。なお、件数が十数件程度の場合も別紙として処理されておりますので、件数が少ないものについては、適正に処理するよう注意いたします。
⑥	処理欄の記載がないものが多数あつた。	ご指摘の件について、各部署への周知を行い、今後このようなことがないよう注意いたします。
(7) 公印台帳について		
①	松浦市公印規則において、『松浦市副市長印』の保管者は副市長となっているが、公印台帳では総務課長となっている。適正に処理されたい。	ご指摘の件について、公印台帳の記載が誤っておりましたので、訂正いたしました。
②	松浦市公印規則において、『松浦市課長印』の個数が13個となっているが、公印台帳には15個登録があつた。適正に登録されたい。	ご指摘の件について、松浦市公印規則の改正を行うようにいたします。今後は適正な事務処理に努めます。
③	『松浦市立中央診療所用市長印』、『松浦市立中央診療所長印』、『松浦市立中央診療所印』、『松浦市立中央診療所事務長印』は、平成23年9月30日付で廃止されているが、公印台帳は廃止されておらず、備品台帳上も使用中のままとなっている。現物の所在を確認し、適正に処理されたい。	ご指摘の件について、公印台帳および備品台帳の記載内容等を訂正いたしました。また、公印についても所在を確認しましたので、適切に処分いたします。
④	公印台帳において、『住民基本台帳カード等用市長印』が、『個人番号カード等用市長印』と見消修正されていた。同一の印鑑を使用するためと思われるが、各印の使用期間が不明をなるため、『住民基本台帳カード等用市長印』としての適用期間を記入し、『個人番号カード等用市長印』は、新たに台帳を備えられたい。	ご指摘の件について、新たに公印台帳を備えました。同様の事例があつた場合には、適正な事務処理に努めます。
⑤	公印名の記載誤りを削って訂正しているものがあつた。	ご指摘の件について、訂正いたしました。今後は適切な事務処理に努めます。
⑥	印影欄に保管場所を鉛筆書きしているものが多数あつた。	ご指摘の件について、削除いたしました。今後は適切な台帳整備に努めます。
⑦	松浦市公印規則に記載されている寸法と公印台帳に記載されている寸法が異なる公印があつた。	ご指摘の件について、公印台帳への記載誤りだったため、公印台帳を訂正いたしました。今後はこのようなことがないよう注意します。
⑧	松浦市公印規則第10条第4項に基づき、公印台帳を早急に整備されたい。	ご指摘の件については、電子公印台帳を早急に整備いたします。

指 摘 事 項	改 善 措 置 状 況 及 び 結 果
(8) 認可地縁団体に関する諸手続きについて	
① 認可地縁団体台帳の一部に他団体の名称が記載されたものがあった。	ご指摘の件について、修正いたしました。今後は適切な事務処理に努めます。
② 認可地縁団体台帳の原本と言えるものが無く、パソコンから出力されたものしか存在しない地区がほとんどであった。いつでも差し替えができる状態であり、適正な台帳管理をされたい。	ご指摘の件について、適正な台帳管理を行うようにいたします。
③ 起案文書の文件番号や施行年月日欄に記入がないものが多数存在した。	ご指摘の件について、松浦市役所処務規程第27条第3項に則り、無記載のものに記入しました。今後は適正な事務処理に努めます。
④ 証明書の交付にかかる起案文書に施行年月日がなく、証明書控にも交付年月日が記載されていないものがあり、いつ処理が行われたか全く不明であった。	ご指摘の件について、処理日等の記載を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
⑤ 起案文書に添付した伺い時の文書が残されておらず、告示番号と告示日が印字された告示分のコピー（市長印押印の告示分原本の写し等）が残されていた。	ご指摘の件について、松浦市役所処務規程第14条に則り、今後は適切な事務処理に努めます。
⑥ 文書受付印の文件番号記入欄に告示番号を記入したものがあった。	ご指摘の件について、記入された番号を訂正いたしました。今後は適切な事務処理に努めます。
⑦ 印鑑登録原票への登録番号、登録年月日、代表者変更内容の記載漏れがあった。松浦市認可地縁団体印鑑条例施行規則第2条第1項により処理されたい。	ご指摘の件について、松浦市認可地縁団体印鑑条例施行規則第2条第1項により印鑑登録原票の整備を行うようにいたします。
⑧ 印鑑登録申請書に申請者の住所の記載や記名押印がないもの、印鑑証明の添付がないものがあった。	ご指摘の件について、事務処理を行う職員へ口頭にて指導を行いました。今後は適切な事務処理に努めます。
⑨ 印鑑登録申請書に受付印が押されていないものがあった。	ご指摘の件について、受付印を押印いたしました。今後は適切な事務処理に努めます。
⑩ 印鑑登録原票に供覧印を押したものがあった。	ご指摘の件について、原票を再度作成いたします。また、事務処理を行う職員へ口頭にて指導を行いました。今後は適切な事務処理に努めます。
⑪ 印鑑登録原票を修正テープで修正していた。	
⑫ 新しい印鑑の登録申請により印鑑登録原票を作成したにもかかわらず、旧印鑑登録原票の修正事項を引き続き記載したものがあった。	ご指摘の件について、新しい印鑑登録原票への記載内容を修正いたします。今後は適切な事務処理に努めます。
⑬ 印鑑登録原票の修正方法が統一されていなかった。	ご指摘の件について、印鑑登録原票の修正方法を統一するために、事務要領を作成いたします。